

令和7年度外国人個人旅行者向けの地域資源を活かした魅力的な観光コンテンツ造成事業

No.	項目	内 容
1	過去取り組みについて	<p>過年度で同様のセミナーを実施した場合、講師となった OTA 会社を差し支えない範囲でお教えください。</p> <p><回答></p> <p>過年度で同様のセミナーを実施した例はございません。</p>
2	モニターツアーについて	<p>時期の目安が 12 月～1 月となっていますが、天候によっては実施が困難なコンテンツも出てくることが予想されます。実施時期をずらす等の工夫余地はありますか。</p> <p><回答></p> <p>仕様書（案）に記載の実施時期はあくまで目安のため、実施時期をずらすご提案をいただくことも可能です。</p> <p>ただし、事業全体で無理のないスケジュールとしてください。</p>
3	石川県側や小松空港との販促連携について	<p>今回の事業に関連して石川県や小松空港側で登録した OTA 商品の販促をかけるための施策やプラットフォーム等がありますでしょうか。</p> <p><回答></p> <p>石川県や小松空港と連携した施策は現在のところ予定しておりません。</p> <p>なお、造成した OTA 商品については石川県が自身のオウンドメディア（外国語版石川県観光情報ウェブサイト、各種 SNS）にて情報発信を行う場合がございます。</p>
4	OTA 掲載商品の PR 支援について	<p>仕様書に「OTA サイトを訪問した数、その内訳、サイトへの訪問者等の分析結果を事業実績報告書にて報告すること」とありますが、OTA サイトによっては情報の提供を断られる可能性も考えられます。こちらの要件は必須事項でしょうか。もししくは条件によっては相談の余地がありますでしょうか。</p> <p><回答></p> <p>OTA サイトから情報提供を得られない場合には必ずしも「OTA サイトを訪問した数、その内訳、サイトへの訪問者」を報告いただく必要はございません。</p> <p>ただし、PR 支援の効果及びその分析結果の報告は必須ですので、適切な効果検証の指標をご提案ください。</p>

次ページへ続く

		郵送提出に関しては直接持ち込みという選択肢も可能でしょうか。
5	提出方法について	<回答> 直接お持ち込みいただくことも可能です。
6	仕様書 4業務内容 (1)②セミナー参加 事業者へのフォローアップ	観光関連事業者が OTA サイトに商品登録する際にかかる登録掲載費や、商品掲載販売にかかる費用は、委託費には含めず、各観光関連事業者様が負担するという認識で宜しいでしょうか。
		<回答> OTA 掲載費用や販売にかかる費用は各観光関連事業者負担となりますので、委託費には含めないでください。
7	仕様書 4業務内容 (2) OTA 掲載商品 PR 支援	OTA 掲載商品の PR 支援にかかる費用は委託費に含めて提案するという認識で宜しいでしょうか。 例えば、仕様書内の例①OTA 媒体上で優先的に県内コンテンツが掲載される SEO 対策費、例②宿泊施設等に配布する QR コードやチラシ印刷費用も委託費に含めるのか。
		<回答> OTA 掲載商品の PR 支援にかかる費用は全て委託費に含めてください。
8	仕様書 4業務内容 (2) OTA 掲載商品 PR 支援	PR 支援に関して、例えば利用者に還元する施策の還元原資を委託費に含めることは可能でしょうか。 クーポン券配布や、体験料の割引など
		<回答> 利用者に還元する施策の還元原資を委託費に含めていただくことは可能です。